

# 「こども誰でも通園制度(仮称)」の円滑な導入

- 創設される「こども誰でも通園制度(仮称)」の制度設計の円滑な導入を図る。

【提案・要望先】内閣府

## 1. 提案・要望内容

### (1) 地域の実情に応じた柔軟な制度設計

- 導入時期や事業内容など地域事情に応じて柔軟に対応できる制度設計

### (2) 制度導入や運営に必要な財政支援

- 市町や施設が制度を導入しやすくなる財政支援制度の創設

## 2. 提案・要望の理由

### (1) 地域の実情に応じた柔軟な制度設計

- 「こども誰でも通園制度(仮称)」について、人口減少地域における保育施設の新たな機能として期待しているところではあるが、県内市町から制度の導入にあたって戸惑いや不安の声や、慎重な意見を聞いている。(詳細次頁)
- 定員に空きがある施設が多い地域や、待機児童の解消ができていない地域など、滋賀県内でも地域の就学前児童数の動向や保育ニーズなどの実情が異なる。
- 「こども誰でも通園制度(仮称)」の導入にあたっては、全国一律の制度とせず、導入時期、対象児童の年齢や保育時間など、それぞれの地域事情に応じて柔軟に対応できる制度設計となることが求められる。

### (2) 制度導入や運営に必要な財政支援

- 「こども誰でも通園制度(仮称)」は、孤立した育児への支援につながる制度ではあるが、保育現場にとって新たな業務負担が生じると考えられる。
- 全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの支援を強化するためには、現在の保育士等の配置基準で対応できるとは考えにくい。
- このため、公立の保育施設も含め、制度の導入や運営に必要な人員等の確保に係る財政支援が必要である。
- 財政支援にあたっては、各市町村や各施設が制度を導入しやすくなるよう、交付税措置や公定価格に含めるのではなく、独立した形での財政支援制度の創設が求められている。

# (本県の取組状況と課題)

## (1) 地域の実情に応じた柔軟な制度設計

- 滋賀県では、令和5年4月1日時点で待機児童数は169人で、滋賀県守山市は全国最多の82名。待機児童が発生していない市町は19市町中7市町。
- 一方で、県内の保育所・認定こども園・地域型保育事業のうち69.9%の施設が定員割れの状況で、14.9%の施設が定員に対して7割以下の入所状況。
- この制度は、保護者の育児負担の軽減に向けて期待される事業と考えられ、「保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業」を県内2市3施設で実施しているところ。
- しかし、「こども誰でも通園制度(仮称)」の導入にあたっては、県内市町から次のような意見も聞いている。

### 【モデル事業実施市からの意見】

- ・ 年度途中入所希望者のための入所枠の確保との調整が難しい。
- ・ 受け入れ上限がある中での周知の方法に苦慮している。

### 【その他市町からの意見】

- ・ 待機児童対策が急務であるため、解消されるまでは実施できないと考える。
- ・ 園の規模、職員数等、導入できるほどの余裕がない。
- ・ 今以上に保育士確保と保育の質と量の担保が厳しい状況に追い込まれる。
- ・ 必要な財源確保対策を講ずる必要がある。
- ・ 現状でも保育士不足であり、一時預かり保育等が実施しにくい状況。
- ・ サービスの拡充が保育現場を疲弊させ、保育の質の低下に繋がることが懸念される。

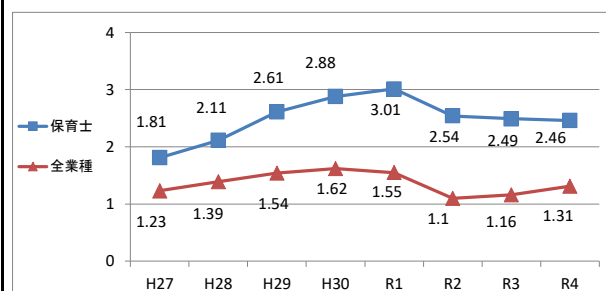
## (2) 制度導入や運営に必要な財政支援

- 滋賀県では保育士の有効求人倍率が2倍以上で推移しており、慢性的に保育士が不足している状況。
- 加えて、新たな業務に対応するために更なる人員配置が必要となることについて保育現場から不安の声を聞いているため、保育所等で新たな業務負担が生じる場合は、相応の体制を整えるための人材確保が必要であり、それに伴う財政支援が必要。

保育士の有効求人倍率の状況（年度平均）

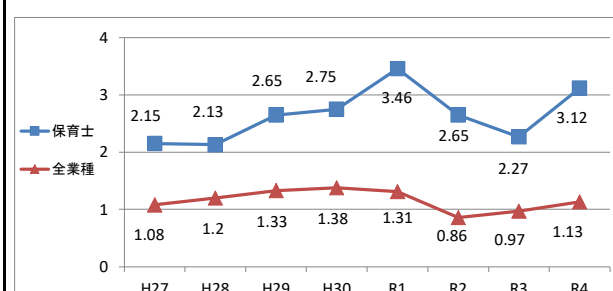
### ■全国

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
保育士	1.81	2.11	2.61	2.88	3.01	2.54	2.49	2.46
全業種	1.23	1.39	1.54	1.62	1.55	1.1	1.16	1.31



### ■滋賀県

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
保育士	2.15	2.13	2.65	2.75	3.46	2.65	2.27	3.12
全業種	1.08	1.2	1.33	1.38	1.31	0.86	0.97	1.13



担当：健康医療福祉部 子ども・青少年局 子育て支援室  
TEL077-528-3557